

# プロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果 (プロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)

平成24年5月  
総務省

## 1 制度の概要

総務省は、電気通信市場における公正競争環境の確保等を通じてプロードバンドの普及促進を図る観点から、プロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するため、「プロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を運用することとした。

同制度の運用に係る方針については、「プロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」に示しているとおりである。

本暫定検証は、プロードバンド普及促進のための「基本方針」(平成22年12月策定・公表)に掲げる継続的なチェックを早期に開始する観点から、上記ガイドラインに則し、プロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証について、暫定的に実施するものである。

## 2 今回の検証プロセス

本暫定検証においては、上記ガイドラインに則し、①プロードバンド普及状況及び②関係主体の取組に関する検証を行った。

①については、基盤整備状況に関する電気通信事業者からの情報提供等に基づく集計、電気通信事業分野における競争状況の評価、電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ等に基づき、定点観測が可能となるようデータの整理を行った。

②については、直近1年間の法令改正や法令に基づく認可、主要な政策決定・検討等の政府の取組や、これら政府の取組に関連する地方公共団体・電気通信事業者の取組等のうち、検証の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行った。

## 3 検証結果

### (1)プロードバンド普及状況に関する検証

#### ア プロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証

##### (ア)基盤整備率

平成23年9月末時点におけるプロードバンドサービス<sup>1</sup>の基盤整備率(サービスを利用

<sup>1</sup> FTTH、DSL、CATV インターネット、3.5 世代携帯電話、3.9 世代携帯電話、FWA、地域 WiMAX、モバイル WiMAX の合計を指す。

可能な世帯数が全世帯数に占める割合<sup>2</sup>をいう。以下同じ。)は、次のとおりである(かっこ内は固定系ブロードバンド<sup>3</sup>のみの数値)。

	平成23年9月末	平成22年度末	(参考)平成21年度末
全 国	100% (99.5%)	100% (99.2%)	99.9% (99.1%)

平成23年9月末時点における超高速ブロードバンドサービス<sup>4</sup>の基盤整備率は、都道府県別に次のとおりである(かっこ内は固定系超高速ブロードバンド<sup>5</sup>のみの数値)。

	平成23年9月末	平成22年度末	(参考)平成21年度末
北 海 道	90.1% (90.1%)	85.5% (85.5%)	84.8% (84.8%)
青 森 県	87.2% (87.2%)	77.7% (77.7%)	77.0% (77.0%)
岩 手 県	83.4% (83.4%)	79.3% (79.3%)	76.4% (76.4%)
宮 城 県	95.8% (95.8%)	91.2% (91.2%)	90.4% (90.4%)
秋 田 県	87.5% (87.5%)	77.6% (77.6%)	76.6% (76.6%)
山 形 県	90.6% (90.6%)	81.0% (81.0%)	80.2% (80.2%)
福 島 県	94.9% (94.9%)	86.6% (86.6%)	85.8% (85.8%)
茨 城 県	92.3% (92.3%)	84.2% (84.2%)	84.1% (84.1%)
栃 木 県	99.2% (99.2%)	96.6% (96.6%)	96.6% (96.6%)
群 馬 県	97.8% (97.8%)	93.1% (93.1%)	93.1% (93.1%)
埼 玉 県	99.6% (99.6%)	98.4% (98.4%)	98.4% (98.4%)
千 葉 県	97.3% (97.3%)	94.3% (94.3%)	94.0% (94.0%)
東 京 都	100% (100%)	99.9% (99.9%)	99.9% (99.9%)
神 奈 川 県	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)
新 潟 県	91.8% (91.8%)	86.8% (86.8%)	86.0% (86.0%)
富 山 県	94.1% (94.1%)	89.7% (89.7%)	87.6% (87.6%)
石 川 県	97.8% (97.8%)	97.8% (97.8%)	97.3% (97.3%)
福 井 県	93.5% (93.5%)	92.4% (92.4%)	91.0% (91.0%)
山 梨 県	93.0% (93.0%)	87.1% (87.1%)	87.0% (87.0%)
長 野 県	95.2% (95.2%)	94.5% (94.5%)	93.9% (93.9%)
岐 阜 県	95.4% (95.4%)	92.1% (92.1%)	89.7% (89.7%)
静 岡 県	88.7% (88.7%)	85.7% (85.7%)	85.5% (85.5%)
愛 知 県	99.9% (99.9%)	99.7% (99.7%)	99.3% (99.3%)
三 重 県	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)
滋 賀 県	99.9% (99.9%)	99.7% (99.7%)	99.6% (99.6%)
京 都 府	99.2% (99.2%)	96.3% (96.3%)	94.7% (94.7%)
大 阪 府	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)

<sup>2</sup> 住民基本台帳に基づく世帯数から算出。

<sup>3</sup> FTTH、DSL、CATV インターネット、FWA、地域 WiMAX の合計を指す。

<sup>4</sup> FTTH、下り 30Mbps 以上の CATV インターネット及び FWA、3.9 世代携帯電話、モバイル WiMAX の合計を指す。

<sup>5</sup> FTTH、下り 30Mbps 以上の CATV インターネット及び FWA の合計を指す。

兵 庫 県	97.0% (97.0%)	96.6% (96.6%)	95.8% (95.8%)
奈 良 県	99.5% (99.5%)	99.4% (99.4%)	98.8% (98.8%)
和 歌 山 県	96.7% (96.7%)	95.6% (95.6%)	94.9% (94.9%)
鳥 取 県	91.5% (91.5%)	86.9% (86.9%)	85.0% (85.0%)
島 根 県	91.0% (91.0%)	81.2% (81.2%)	76.0% (76.0%)
岡 山 県	86.8% (86.8%)	83.4% (83.4%)	79.8% (79.8%)
広 島 県	91.2% (91.2%)	88.2% (88.2%)	86.9% (86.9%)
山 口 県	92.0% (92.0%)	89.3% (89.3%)	87.8% (87.8%)
徳 島 県	98.7% (98.7%)	98.7% (98.7%)	90.0% (90.0%)
香 川 県	84.5% (84.5%)	79.1% (79.1%)	74.7% (74.7%)
愛 媛 県	91.2% (91.2%)	90.4% (90.4%)	77.2% (77.2%)
高 知 県	77.5% (77.5%)	65.0% (65.0%)	59.4% (59.4%)
福 岡 県	92.2% (92.2%)	90.1% (90.1%)	89.9% (89.9%)
佐 賀 県	87.8% (87.8%)	85.4% (85.4%)	70.1% (70.1%)
長 崎 県	78.6% (78.6%)	74.7% (74.7%)	73.7% (73.7%)
熊 本 県	80.3% (80.3%)	73.8% (73.8%)	72.8% (72.8%)
大 分 県	96.2% (96.2%)	88.3% (88.3%)	82.1% (82.1%)
宮 崎 県	81.1% (81.1%)	78.9% (78.9%)	78.4% (78.4%)
鹿 児 島 県	76.2% (76.2%)	68.0% (68.0%)	67.5% (67.5%)
沖 縄 県	87.3% (87.3%)	87.2% (87.2%)	76.0% (76.0%)
全 国	95.1% (95.1%)	92.7% (92.7%)	91.6% (91.6%)

このように、ブロードバンドサービスの基盤整備率及び全都道府県における超高速ブロードバンドサービスの基盤整備率は、平成21年度末から平成23年9月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の整備が進んでいる。

#### (イ) 基盤利用率

平成23年9月末時点における固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率(サービスの契約数が全世帯数に占める割合をいう。以下固定系ブロードバンドサービス及び固定系超高速ブロードバンドサービスについて同じ。)は、都道府県別に次のとおりである。

	平成23年9月末	平成22年度末	(参考) 平成21年度末
北 海 道	49.2%	47.8%	46.3%
青 森 県	42.3%	40.8%	38.9%
岩 手 県	56.5%	55.4%	44.1%
宮 城 県	68.6%	68.2%	56.4%
秋 田 県	48.8%	47.5%	45.4%
山 形 県	57.7%	55.7%	53.6%
福 島 県	52.9%	52.0%	46.4%
茨 城 県	59.5%	58.3%	56.5%

栃木県	60.2%	59.0%	56.9%
群馬県	60.2%	58.8%	57.0%
埼玉県	69.6%	68.8%	67.1%
千葉県	68.8%	68.2%	68.1%
東京都	79.9%	79.2%	78.2%
神奈川県	76.8%	76.0%	73.7%
新潟県	59.6%	58.0%	55.3%
富山県	65.5%	64.2%	62.1%
石川県	61.4%	60.3%	58.0%
福井県	68.8%	67.3%	64.5%
山梨県	60.0%	58.6%	56.3%
長野県	62.8%	61.0%	58.9%
岐阜県	63.3%	62.2%	59.8%
静岡県	66.6%	65.8%	65.0%
愛知県	69.3%	68.4%	66.6%
三重県	61.2%	60.3%	59.6%
滋賀県	70.6%	69.0%	66.9%
京都府	68.5%	67.4%	65.1%
大阪府	76.6%	76.2%	72.9%
兵庫県	65.4%	64.2%	62.6%
奈良県	65.2%	64.4%	62.2%
和歌山县	56.3%	55.5%	53.3%
鳥取県	54.5%	53.5%	50.8%
島根県	52.2%	50.0%	47.8%
岡山県	56.9%	55.9%	54.2%
広島県	56.2%	55.1%	53.8%
山口県	53.5%	52.6%	50.2%
徳島県	54.8%	53.2%	50.6%
香川県	55.5%	54.1%	52.2%
愛媛県	49.0%	46.9%	45.2%
高知県	40.5%	39.4%	37.3%
福岡県	61.5%	60.8%	59.3%
佐賀県	46.0%	44.8%	43.0%
長崎県	44.9%	43.6%	41.7%
熊本県	47.3%	46.1%	43.8%
大分県	50.9%	49.1%	46.7%
宮崎県	43.1%	41.8%	40.1%
鹿児島県	37.8%	36.7%	35.0%
沖縄県	45.3%	44.4%	42.7%

全 国	64.7%	63.7%	61.6%
-----	-------	-------	-------

平成23年9月末時点における固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、都道府県別に次のとおりである。

	平成23年9月末	平成22年度末	(参考)平成21年度末
北海道	33.0%	30.6%	26.8%
青森県	23.3%	20.6%	16.8%
岩手県	34.0%	31.4%	22.6%
宮城县	46.8%	43.3%	32.0%
秋田県	27.1%	24.7%	20.3%
山形県	36.8%	32.8%	27.6%
福島県	36.2%	33.8%	27.1%
茨城県	37.8%	34.6%	30.1%
栃木県	41.7%	38.5%	32.6%
群馬県	42.6%	39.4%	33.4%
埼玉県	45.4%	43.1%	38.7%
千葉県	46.5%	44.1%	40.0%
東京都	56.8%	54.6%	51.1%
神奈川県	51.0%	48.3%	43.5%
新潟県	38.3%	35.1%	29.2%
富山县	28.7%	26.4%	22.3%
石川県	38.7%	36.2%	31.4%
福井県	34.2%	31.8%	26.5%
山梨県	38.8%	36.0%	30.6%
長野県	40.5%	37.8%	33.3%
岐阜県	37.9%	35.6%	30.5%
静岡県	43.4%	40.7%	35.6%
愛知県	48.0%	45.3%	39.2%
三重県	33.0%	31.4%	28.4%
滋賀県	56.6%	53.8%	48.9%
京都府	52.7%	49.7%	43.4%
大阪府	54.8%	51.6%	46.1%
兵庫県	46.0%	43.8%	38.6%
奈良県	47.8%	45.4%	39.6%
和歌山县	43.0%	40.9%	36.0%
鳥取県	30.4%	28.4%	23.6%
島根県	29.7%	25.1%	20.7%
岡山县	34.3%	32.1%	27.9%
広島県	39.6%	37.3%	33.3%

山 口 県	26.9%	24.7%	21.0%
徳 島 県	39.2%	36.3%	30.1%
香 川 県	33.0%	29.3%	24.5%
愛 媛 県	27.7%	24.8%	21.0%
高 知 県	26.1%	23.7%	19.0%
福 岡 県	41.5%	39.5%	35.4%
佐 賀 県	21.0%	19.2%	16.3%
長 崎 県	22.2%	20.2%	16.9%
熊 本 県	29.8%	27.9%	24.2%
大 分 県	28.8%	26.2%	23.1%
宮 崎 県	23.2%	20.8%	18.3%
鹿 児 島 県	24.1%	22.0%	19.4%
沖 縄 県	30.6%	28.6%	24.3%
全 国	43.3%	40.7%	36.0%

平成23年9月末時点における移動系超高速ブロードバンドサービス<sup>6</sup>の基盤利用率(契約数が全人口に占める割合をいう。以下移動系超高速ブロードバンドサービスについて同じ。)は、次のとおりである。

	平成23年9月	平成22年度末	(参考)平成21年度末
全 国	1.3%	0.7%	0.1%

このように、全都道府県における固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、平成21年度末から平成23年9月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の利用が進んでいる。

移動系超高速ブロードバンドサービスについては、モバイルWiMAXサービスの普及に伴い基盤利用率が増加しているが、3.9世代携帯電話サービスの開始が平成22年12月であること等から、平成23年9月末時点においては、本格的な普及には至っていない。

## イ ブロードバンド市場環境に関する検証

### (ア) 契約数

平成23年12月末時点におけるブロードバンドサービス等の契約数は、次のとおりである(かっこ内は対前年比の増減率)。

	平成23年12月末	(参考)平成22年12月末
FTTHサービス	2,189.2万 (+10.8%)	1,975.7万

<sup>6</sup> 3.9世代携帯電話、モバイルWiMAXの合計を指す。

ADSLサービス	705.8万 (▲17.9%)	859.3万
CATVインターネットサービス	590.9万 (+4.3%)	566.6万
移動体データ通信サービス <sup>7</sup>	12,030万(推計値)	—

このように、ADSLサービスの契約数は減少しているものの、FTTHサービス及びCATVインターネットサービスの契約数の増加数がこれを上回っており、超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が進んでいる。

#### (イ) 提供事業者数

平成23年12月末時点におけるブロードバンドサービス等の提供事業者数は、次のとおりである(かっこ内は対前年比の増減数)。

	平成23年12月末	(参考)平成22年12月末
FTTHサービス	228 (+21)	207
ADSLサービス	36 (▲4)	40
CATVインターネットサービス	362 (▲16)	378
移動体データ通信サービス <sup>8</sup>	—	—

このように、ADSLサービス及びCATVインターネットサービスの提供事業者数は減少しているものの、FTTHサービスの提供事業者数は増加している。

なお、CATVインターネットサービスについては、(ア)のとおり契約数は増加しているが、事業者の合併等により提供事業者数は減少している。

#### (ウ) 市場シェア

平成23年12月末時点におけるブロードバンドサービス等の主な電気通信事業者の契約数に基づく市場シェア<sup>9</sup>は、次のとおりである。

<sup>7</sup> 現行の電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という)に基づくデータのみでは、移動体データ通信サービスの契約数を正確に把握していないこと等から、報告規則のデータ(「携帯電話・PHSインターネット接続サービス」、「3.9世代携帯電話端末インターネット接続サービス」、「BWAアクセスサービス」の契約数)をもとに、各社データ通信専用端末契約数(競争評価アンケート結果)、モジュール契約数(競争評価アンケート結果及びTCA公表値)を加えて推計値として算出。

<sup>8</sup> 現行の報告規則に基づくデータのみでは、移動体データ通信サービスの提供事業者数を正確に把握していないこと等から、記載しない。

<sup>9</sup> 全国を一の市場として算出している。

	平成23年12月末		(参考)平成22年12月末	
FTTHサービス	NTT 東日本	42.1%	NTT 東日本	42.3%
	NTT 西日本	32.4%	NTT 西日本	32.2%
	KDDI	9.2%	電力系事業者	9.1%
	電力系事業者	9.1%	KDDI	8.6%
	UCOM	2.2%	UCOM	2.6%
	その他	5.0%	その他	5.1%
ADSLサービス	ソフトバンク BB	38.8%	ソフトバンク BB	38.3%
	NTT 東日本	17.1%	NTT 東日本	17.4%
	NTT 西日本	17.6%	NTT 西日本	17.6%
	イー・アクセス	23.5%	イー・アクセス	23.7%
	その他	3.0%	その他	3.0%
CATVインターネットサービス	ジェイコムグループ	49.9%	ジェイコムグループ	49.4%
	JCNグループ	9.2%	JCNグループ	8.8%
	イツ・コミュニケーションズ	2.8%	イツ・コミュニケーションズ	2.4%
	その他	38.1%	その他	39.5%
FTTH、ADSL、CATVインターネットのサービス全体	NTT 東日本	29.9%	NTT 東日本	28.9%
	NTT 西日本	23.9%	NTT 西日本	23.2%
	ジェイコムグループ	8.5%	ソフトバンクグループ	9.7%
	ソフトバンクグループ	7.9%	ジェイコムグループ	8.3%
	KDDI	5.8%	イー・アクセス	6.0%
	電力系事業者	5.8%	電力系事業者	5.4%
	イー・アクセス	4.8%	KDDI	5.0%
	その他	13.4%	その他	13.5%
移動体データ通信サービス <sup>10</sup>	—	—	—	—

平成23年3月末時点における加入者回線数のシェアは、次のとおりである。

	平成23年3月末		(参考)平成22年3月末	
光ファイバ回線	NTT 東西	77.2%	NTT 東西	77.3%
	NCC	22.8%	NCC	22.7%
全回線 <sup>11</sup>	NTT 東西	86.3%	NTT 東西	87.9%
	NCC	13.7%	NCC	12.1%

このように、現在の固定系ブロードバンドサービスの主流となっているFTTHサービスに

<sup>10</sup> 移動体データ通信サービスのシェアについては、算出に当たって必要となる契約数が推計値となるため、記載しない。

<sup>11</sup> 具体的には、報告規則様式第21に掲げるとおりであり、メタル回線、光ファイバ回線、同軸回線等を指す。

ついて、NTT東西のシェアが高い水準で推移している。

また、回線数シェアについても、NTT東西のシェアが高い水準で推移している。

## (工) 市場集中度

平成23年12月末時点におけるブロードバンドサービス等の市場集中度(HHI<sup>12</sup>)は、次のとおりである<sup>13</sup>。

	平成23年12月末	(参考)平成22年12月末
FTTHサービス	5,721	5,718
ADSLサービス	3,268	3,257
CATVインターネットサービス	2,604	2,541
FTTH、ADSL、CATVインターネットのサービス全体	3,126	2,975
移動体データ通信サービス <sup>14</sup>	-	-

このように、各ブロードバンドサービス等の市場集中度は、次の参考値を踏まえれば高い水準で推移しており、寡占的な市場が大半を占めると解釈することができる。

### <参考値>

○「企業結合審査における独占禁止法の運用指針」(公正取引委員会:平成23年6月改定)

- ・垂直型企業結合の場合

企業結合後: シェア10%以下、又はHHI 2,500以下 (かつシェア25%以下)

→「競争を実質的に制限することとなるとは考えられない」

企業結合後: HHI 2,500以下 (かつシェア35%以下)

→「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さい」

- ・水平的企業結合の場合

企業結合後: HHI 1,500以下、又はHHI 1,500超 2,500以下 (かつHHI増分)

<sup>12</sup> HHI(Herfindahl-Hirschman Index: ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標である。例えば、それぞれ40%、20%、15%、15%、10%の市場シェアを有する5事業者によって構成される市場のHHIは、 $2,550 (=40^2+20^2+15^2+15^2+10^2)$ と計算される。HHIは、完全競争的な市場における0に近い値から完全な独占市場における10,000までの範囲の値をとる。

<sup>13</sup> サービス毎にそれぞれ次の事業者を1社として算出を行っている。

- ・ FTTHサービス: NTT東西、電力系事業者
- ・ ADSLサービス: NTT東西
- ・ CATVインターネットサービス: ジェイコムグループ、JCNグループ

<sup>14</sup> 移動体データ通信サービスの市場集中度(HHI)については、算出に当たって必要となる契約数が推計値であるため記載しない。

250以下）、又はHHI 2,500超（かつHHI 増分150以下）

→「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」

## ウ ブロードバンド利用環境に関する検証

主なブロードバンドサービスの利用者料金の推移は、別添1のとおり<sup>15</sup>である。

FTTHについては、近年、同水準で推移しているものの、集合住宅向けサービスの料金はADSLの料金と競争的な水準にあるといえる。ADSLについては、近年、伝送速度の高速化は見られず、料金についても下げ止まりの状況にある。CATVインターネットについては、最近では料金水準に大きな変化は見られない。

また、FTTHサービス及びADSLサービスに関するNTT東西の接続料の推移は、別添2のとおりである。

総務省は、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」に従い、実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時及び対象となるサービスに係る接続料の認可時に、スタックテストを実施している。平成23年に認可を行った接続料については、同ガイドラインに基づく検証の結果、いずれも妥当なものとなっている。

## (2)関係主体の取組に関する検証

### ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組

総務省は、平成23年度予算において、情報通信利用環境整備推進交付金(予算額:24.0億円)により、教育・医療等の分野における公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤の整備を行う地方公共団体等への支援を実施している。同交付金を活用した地方公共団体による超高速ブロードバンド基盤の整備世帯数は、17,000世帯程度を見込んでいる。

また、平成23年度税制改正により、超高速ブロードバンドを活用した教育・医療分野の公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる設備を取得した電気通信事業者に対し、法人税及び固定資産税の特例措置を適用している。

### イ 公正競争環境の整備に関する取組

#### (ア)業務委託先子会社に対するNTT東西の監督義務の導入、NTT東西の機能分離

総務省は、業務委託先子会社に対するNTT東西の監督義務の導入、NTT東西の機能分離等を内容とする電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の改正を行った(平成23年11月30日施行)。

本制度整備を受けて、NTT東西は、機能分離等を実施するための体制整備を行った。

<sup>15</sup> 別添1は、平成22年度の競争評価において整理したものを使用している。

また、施行日時点における監督対象子会社数は、NTT 東日本32社、NTT 西日本20社となっている。

#### (イ) NTT東西の業務規制の緩和

総務省は、NTT東西の業務規制の認可制から届出制への緩和等を内容とする日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号)の改正を行った(平成23年11月30日施行)。

本制度整備を受けて、NTT東日本は、平成23年12月にインターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス、平成24年4月に自社サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービスに関する活用業務の届出を行った。

#### (ウ) 平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し

平成23年1月、NTT東西より、平成23年度以降の加入光ファイバ接続料に関し、一芯接続料の段階的引下げ<sup>16</sup>等を内容とする接続約款変更に係る認可申請が行われ、総務省は、平成23年3月に認可を行った。

なお、分岐単位接続料設定の適否について、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行う旨の情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月)を受けて、平成23年10月より、同審議会における検討が再開された。その結果、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、総務省は、同日の平成24年度一芯単位接続料にかかる乖離額補正の認可の際にこれらを条件として付した。

#### (エ) ユニバーサルサービス制度の見直し

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方に関する情報通信審議会答申(平成22年12月)を受けて、平成23年4月、総務省は、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象として追加することを内容とする電気通信事業法施行規則の改正を行った。

#### (オ) ワイヤレスブロードバンドに関する取組

総務省は、ワイヤレスブロードバンドの実現に向けた周波数再編の迅速化を図るため、既存無線局の周波数変更等に要する費用について、携帯電話基地局等を新規に開設しようとする者が負担する制度の導入等を内容とする電波法(昭和25年法律第131号)の

<sup>16</sup> 例えば、平成25年度における戸建て向け一芯接続料は、対平成22年度比でNTT東日本は29%、NTT西日本は31%の引下げを行うものとなっている。

改正を行った(当該制度の導入関係規定については、平成23年8月31日施行)。これを受け、平成23年12月、900MHz帯周波数の審査方法となる3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の制定等を行い、平成24年3月、ソフトバンクモバイルの開設計画を認定した。また、700MHz帯周波数についても、平成24年4月に特定基地局の開設に関する指針の制定等を行い、開設計画の認定申請の受付を行っている。

併せて、我が国への周波数オークション制度の導入についても検討するため、平成23年3月より、「周波数オークションに関する懇談会」を開催し、同年12月には報告書が取りまとめられた。同報告書においては、一定の周波数帯を専用する無線システムを周波数オークションの対象とした上で、当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とし、第4世代移動通信システムに用いる周波数(3.4GHz～3.6GHz)の免許人選定において周波数オークションを実施することを念頭に、速やかに必要な法律案を国会に提出するとともに、オークション実施のための体制整備等を図っていくべきこと等が提言された。これを踏まえ、総務省は、平成24年3月に電波法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

#### (カ) ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方についての検討

平成23年3月、総務省は、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について情報通信審議会に諮問を行った。同審議会において、NGNのオープン化によるサービス競争の促進、モバイル市場の競争促進、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進に関する方策等について検討が行われ、平成23年12月に答申が取りまとめられた。

同答申を受けて、総務省は、NTT東西に対して報告等を求める指導、第二種指定電気通信設備制度の見直しのための省令改正案の情報通信行政・郵政行政審議会への諮問等を行っている。

#### (キ) 競争評価の見直し

総務省は、近年のメタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展、無線のブロードバンド化、電気通信事業を巡るビジネスモデルの多様化等の新たな動向を踏まえ、「電気通信分野における競争状況の評価に関する基本方針」の一部見直しを行った。

平成23年度の競争評価は、この基本方針等に基づき、移動系のデータ通信を新たに分析・評価の対象として作業を進めている。その際、新たなビジネスモデルが登場していることを踏まえ、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案するとともに、FTTH市場についても、従来の指標に加え、設備競争やサービス競争の状況、都道府県別の状況について可能な限り把握すべく調査を行っている。また、戦略的評価として、FTTH市場における事業者間取引の調査を行っており、NTT東西による加入光ファイバ回線の貸出回線数(相互接続)の状況について別添3のとおり取りまとめたところ。今後、本データ等に基づいて、さらに詳細な分析を行うこととしている。

### ウ ICT利活用の促進に関する取組

#### (ア) 医療分野におけるICT利活用の促進に関する取組

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)は、新たな情報通信技術戦略(平成22年5月同本部決定)及び工程表(平成22年6月同本部決定、平成23年8月改定)に基づき、医療情報化に関するタスクフォースにおいて、「どこでもMY病院」(自己医療・健康情報活用サービス)構想の実現、シームレスな地域連携医療の実現、レセプト情報等の活用による医療の効率化に向けた検討を進めている。

総務省は、これらに関する取組のほか、厚生労働省と連携し、平成23年度補正予算等により、東日本大震災の被災県における切れ目のない医療提供体制の復興を促進するため、ICTを活用した災害に強い地域医療情報連携基盤の整備を支援している。

#### (イ) 教育分野におけるICT利活用の促進に関する取組

総務省は、文部科学省との緊密な連携の下、全国の実証校においてタブレットPCやインタラクティブ・ホワイト・ボード等のICT機器を用いた授業を実践し、主としてハード・インフラ・情報通信技術面から課題抽出、効果検証、技術的条件の検討等を行う「フューチャースクール推進事業」を平成22年度から実施している。

文部科学省は、総務省の取組と連携しつつ、モデルコンテンツの開発、デジタル教材やICT機器を用いた指導方法の検討等、主としてソフト・ヒューマン・教育面から総合的な実証研究を行う「学びのイノベーション事業」を平成23年度から実施している。

#### (ウ) 行政分野におけるICT利活用の促進に関する取組

平成23年8月、IT戦略本部は、電子行政に関する基本方針、新たなオンライン利用に関する計画及び行政キオスク端末のサービス拡大に関するロードマップを決定した。

これらを踏まえ、電子行政に関するタスクフォースにおける検討等、政府におけるITガバナンスの確立・強化、国民ID制度・企業コード等、行政サービスのオンライン利用、行政サービスのアクセス向上、オープンガバメント等に関する取組を行っている。

#### (エ) その他ICT利活用の促進に関する取組

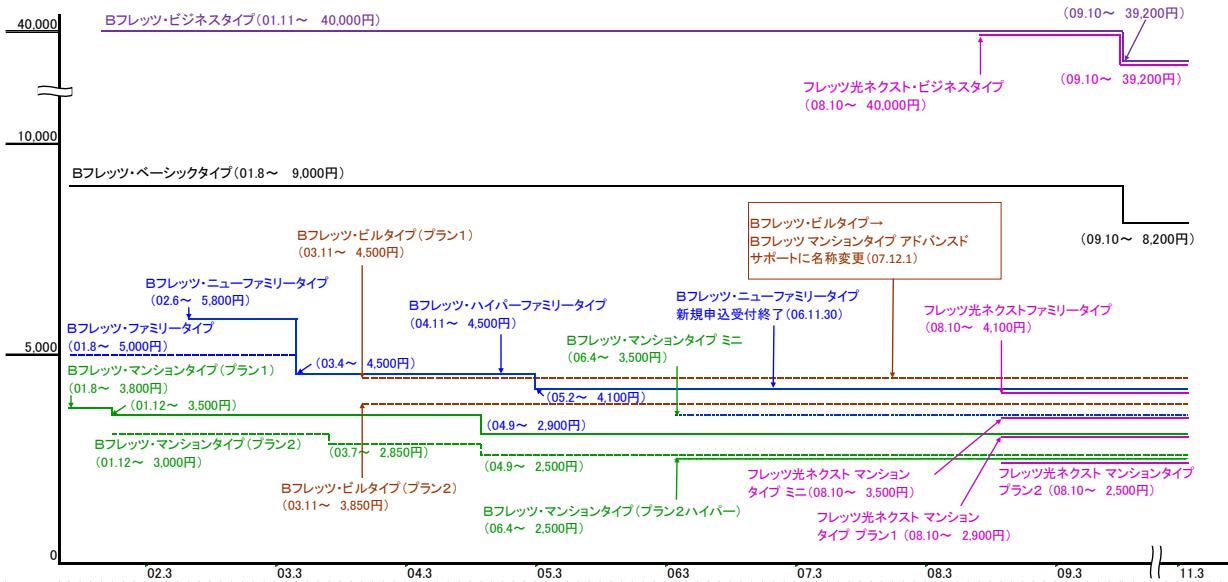
平成23年8月、IT戦略本部は、ICTの利活用を阻む規制・制度等の見直しを図るため、計36項目について各府省の今後の取組を明確化した情報通信技術利活用のための規制・制度改革の対処方針等を決定した。

## 別添1

### 主なプロードバンドサービスの利用者料金の推移

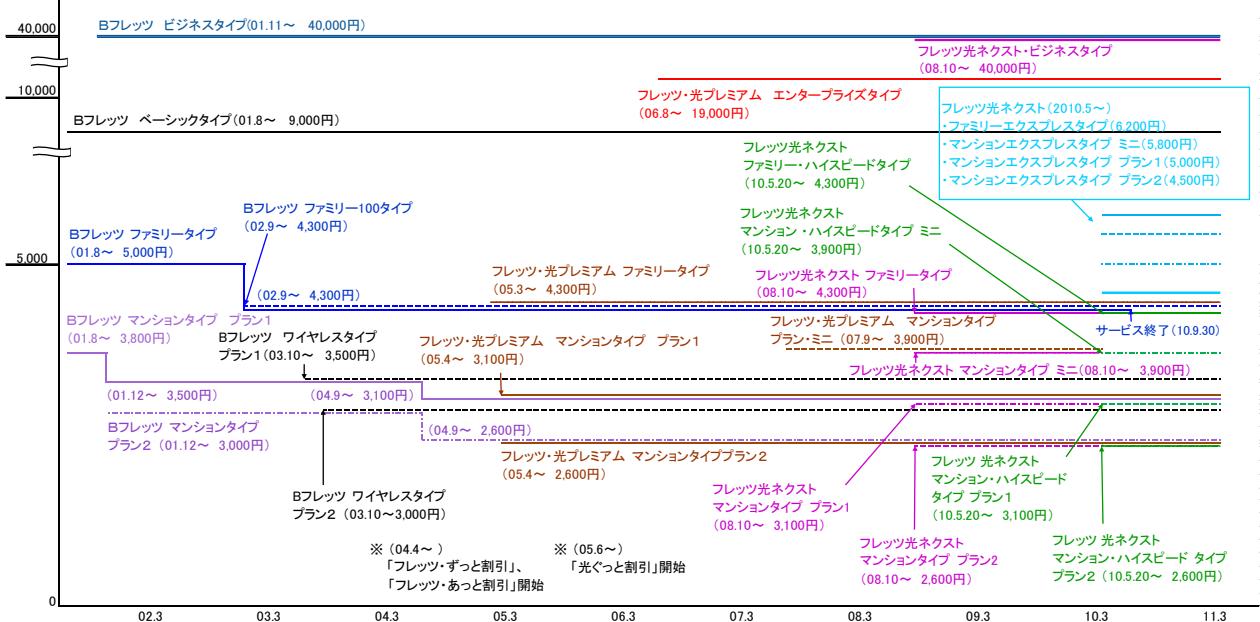
#### ■FTTH

##### 1 NTT東日本 (月額料金・円／月(税別))



(注) I S P 料金、付加機能使用料、屋内配線利用料、回線終端装置使用料は含まない。

##### 2 NTT西日本 (月額料金・円／月(税別))



(注1) I S P 料金、付加機能使用料、回線終端装置使用料は含まない。

(注2) 「フレッツ・あっと割引」：2年間の継続利用を条件に利用料 10% 割引（申し込み制）。《例》フレッツ・光プレミアム ファミリータイプの場合：3,870 円

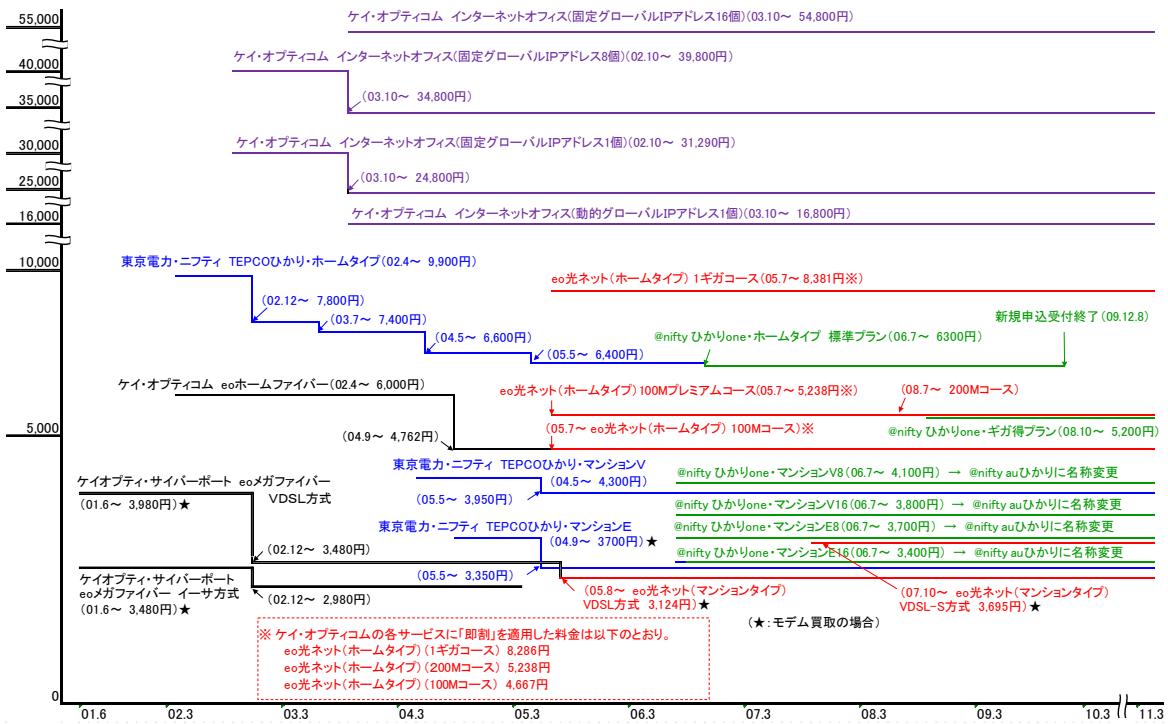
(注3) 「フレッツ・ずっと割引」：利用開始～1年までが通常料金、1年～2年までが 5% 割引、2年～が 10% 割引（自動適用）。

《例》フレッツ・光プレミアム ファミリータイプの場合：利用開始～1年まで 4,300 円、1年～2年まで 4,085 円、2年～3,870 円

(注4) 「光ぐっと割引」：フレッツ・光プレミアム ファミリータイプが最初の1年間 3,000 円（地域限定、キャンペーン期間を設定して実施）

対象地域：静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

3 ケイ・オプティコム、東京電力・KDDI(ニフティ)  
(月額料金・円／月(税別))



(注1) I S P 料金を含む。また、付加機能料、割引サービス等は加味していない。

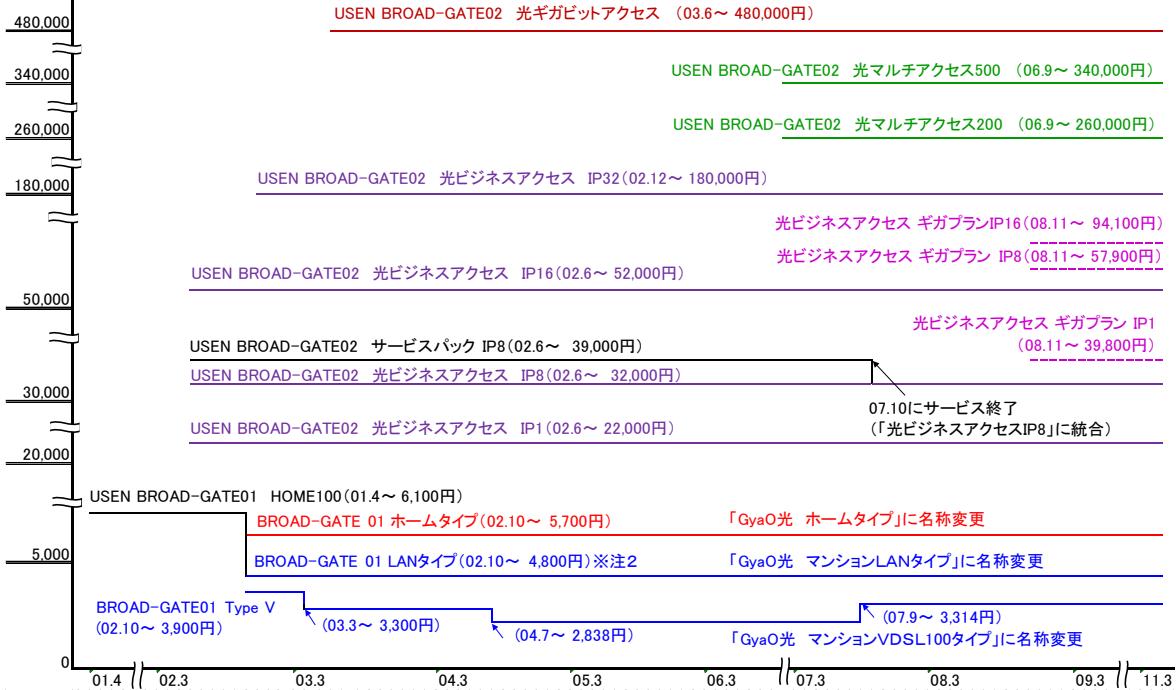
(注2) 端末設備使用料・モデム使用料を含む(★のサービスを除く)。

(注3) ニフティが料金設定している「TEPCO」サービスの回線提供は、02年4月～06年12月は東京電力、07年1月以降はKDDIが行っている。

(注4) 即割とは、eo光ネット【ホームタイプ】／【マンションタイプ】に加入時に、2年間の利用を条件に申込むと、開通時から長期利用割引が適用されるサービス。

4 UCOM

(月額料金・円／月(税別))



(注1) I S P 料金、回線終端装置使用料を含む。

(注2) 「マンション割引プラン」における料金は以下のとおり。

①割引プラン8 (同一棟内 8～15戸) 4,300円

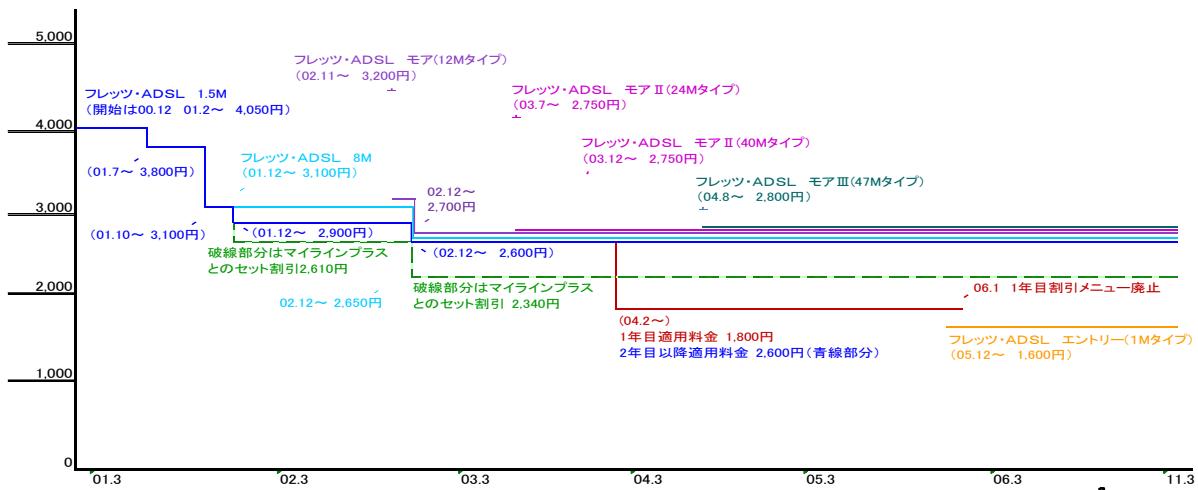
②割引プラン16 (同一棟内 16～29戸) 4,100円

③割引プラン30 (同一棟内 30戸以上) 3,800円

(出所) 対象事業者HP

## ■ADSL

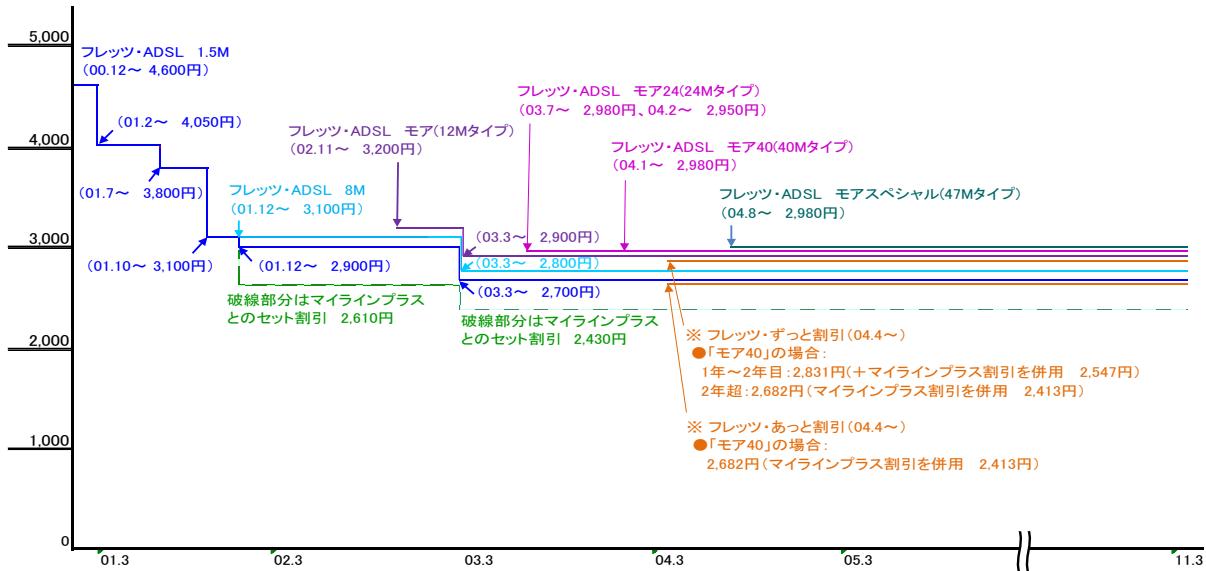
1 NTT東日本  
(月額料金・円／月(税抜き))



(注1)電話共用型の料金。ISP料金、加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料は含まない。

(注2)1.5M以外でもマイライナープラスとのセット割引があるが、本図では記入していない。

2 NTT西日本  
(月額料金・円／月(税抜き))

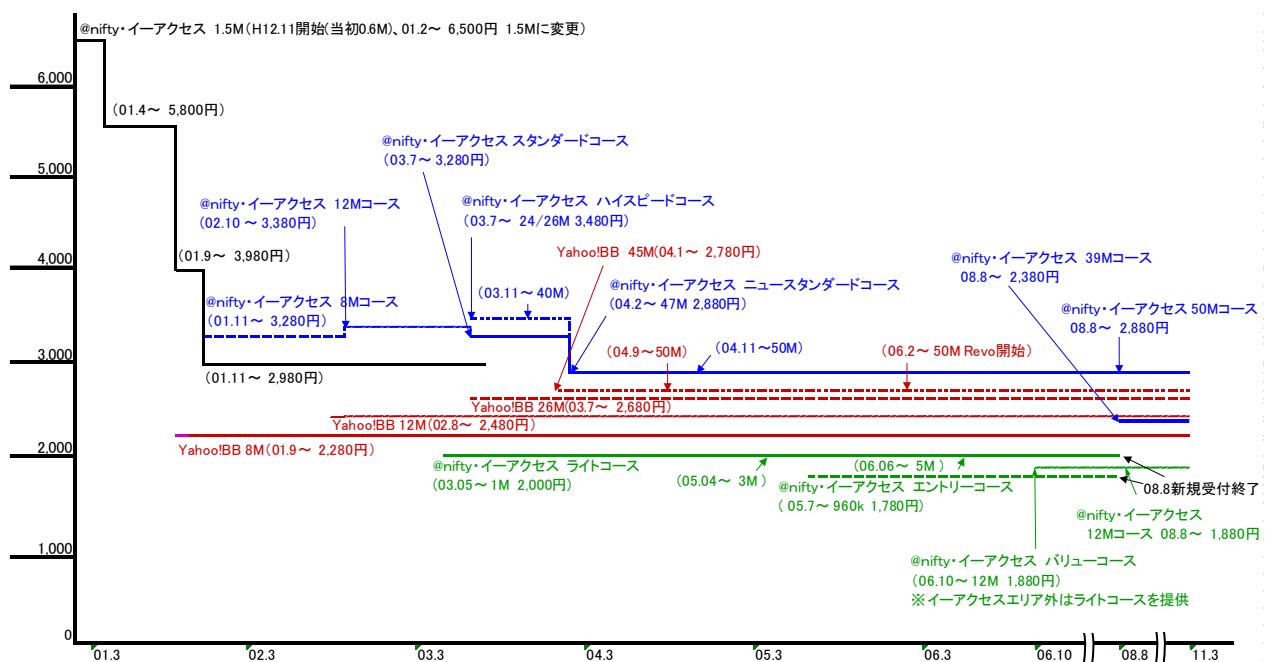


(注1)電話共用型の料金。ISP料金、加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料は含まない。

(注2)1.5M以外でもマイライナープラスとのセット割引があるが、本図では記入していない。

(注3)「フレッツ・ずっと割引」は自動適用、「フレッツ・あつと割引」は申込が必要なサービス。

3. Yahoo!BB(ソフトバンクBB)、@nifty・イーアクセス  
(月額料金・円／月(税抜き))

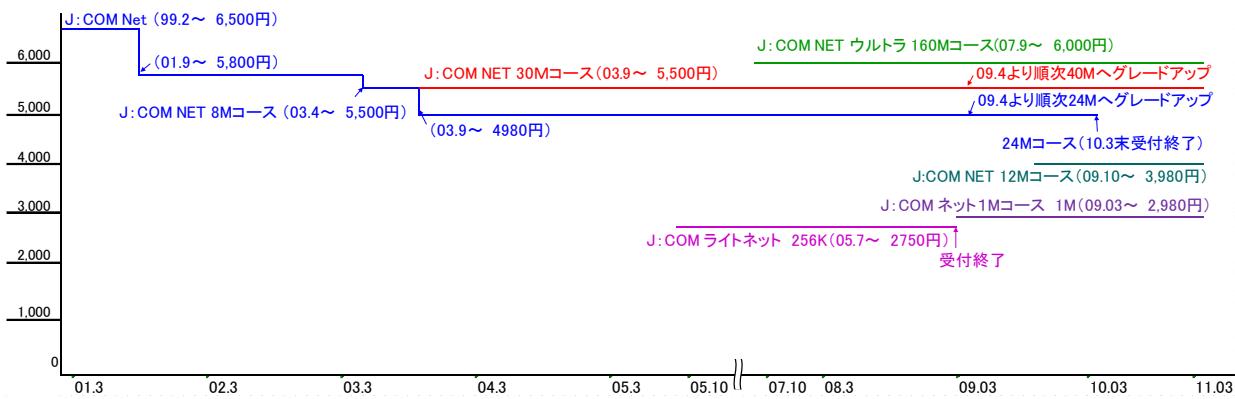


(注) 電話共用型の料金。ISDN料金を含む。NTT東西加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料、NTT・ADSL回線使用料は含まない。

(出所) 各事業者HP

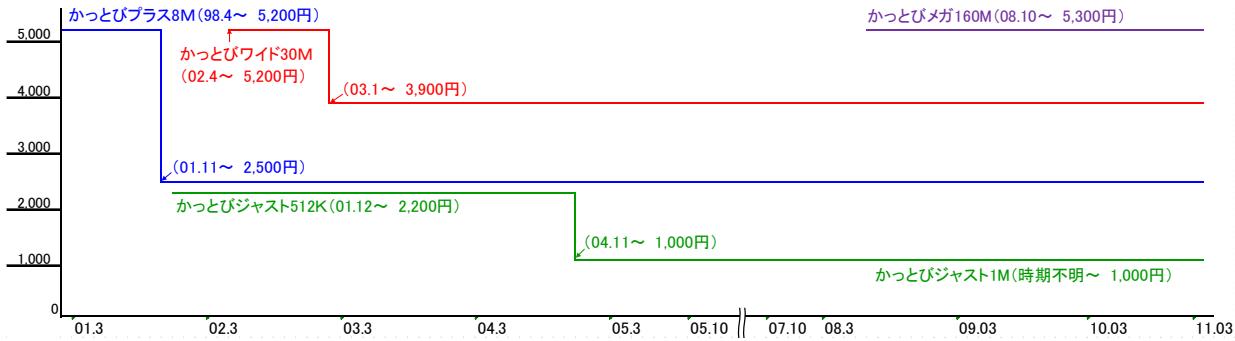
## ■CATVインターネット

1 ジュピターテレコム  
(月額料金・円／月(税抜き))



(注) ケーブルモデムレンタル料含む。

2 イップ・コミュニケーションズ  
(月額料金・円／月(税抜き))

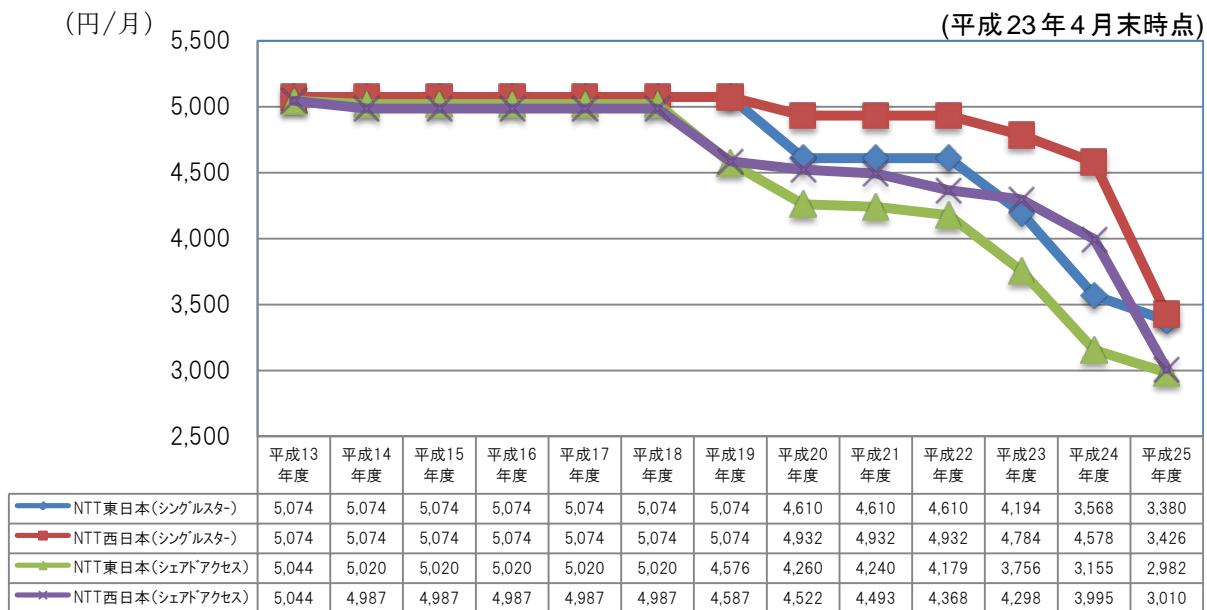


(注) ケーブルモデムレンタル料は含まない。

(出所) 対象事業者HP

## FTTHサービス及びADSLサービスに関するNTT東西の接続料の推移

### ■加入ダークファイバ接続料



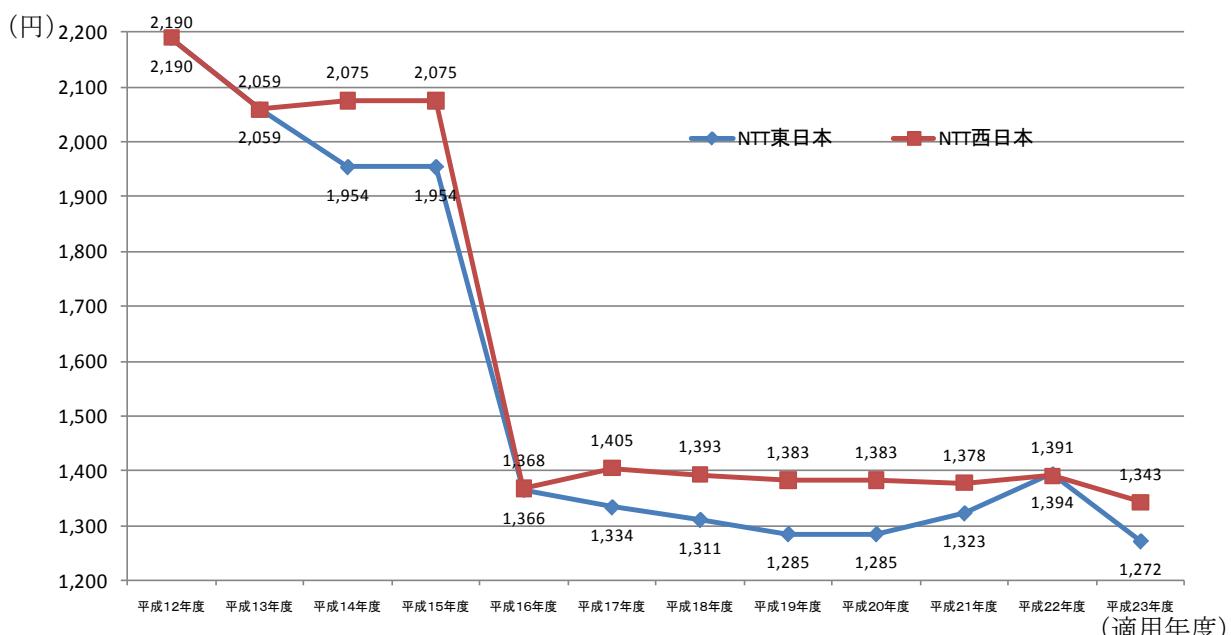
※ 回線管理運営費を含まない。

※ シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(平成13年度～19年度)又は3年間(平成20年度～22年度)、(平成23年度～25年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。

※ シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(平成18年度までは将来原価方式、平成19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

※ 平成24年度及び25年度接続料については、局外スプリッタ料金の更新(シェアドアクセスのみ)及び乖離額の調整により、変更となる予定。

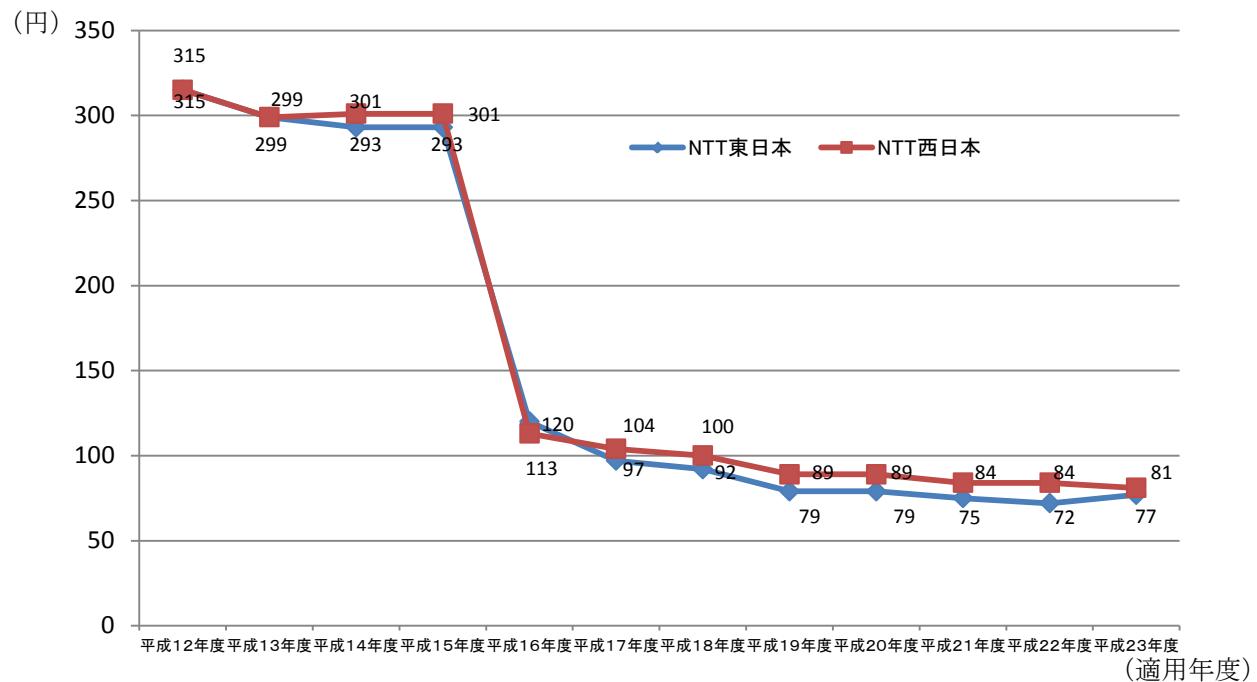
### ■ドライカツバ接続料



※ 回線管理運営費を含む。平成15年度料金までの料金に含まれる回線管理運営費については、1回線毎料金の他に1請求書毎料金(80回線毎に適用)を含む。

※ 各年度の4月1日時点での適用料金。

## ■ラインシェアリング接続料



※ 回線管理運営費を含む。平成 15 年度料金までの料金に含まれる回線管理運営費について  
は、1回線毎料金の他に1請求書毎料金(80 回線毎に適用)を含む。

※ 各年度の4月1日時点での適用料金。

## NTT東西による加入光ファイバ回線の貸出回線数(相互接続)

	平成23年12月末	平成22年度末
北海道	85,650	68,248
青森県	3,051	2,728
岩手県	2,814	2,531
宮城县	36,976	29,942
秋田県	2,419	2,121
山形県	2,291	2,252
福島県	6,983	4,518
茨城県	14,169	7,409
栃木県	24,502	14,495
群馬県	6,111	5,354
埼玉県	24,649	22,706
千葉県	24,398	22,519
東京都	145,661	137,373
神奈川県	43,761	41,071
新潟県	14,160	5,156
富山县	1,629	1,502
石川県	9,738	6,683
福井県	1,246	1,111
山梨県	2,330	2,007
長野県	6,434	5,925
岐阜県	2,603	2,371
静岡県	6,724	5,905
愛知県	25,160	22,863
三重県	1,938	1,723
滋賀県	2,322	1,920
京都府	7,694	6,649
大阪府	46,453	41,760
兵庫県	13,486	11,851
奈良県	9,734	8,168
和歌山县	1,589	1,393
鳥取県	710	565
島根県	696	470
岡山县	3,284	1,795
広島県	13,097	7,326
山口県	1,517	1,243

徳 島 県	999	884
香 川 県	3,463	1,778
愛 媛 県	4,059	1,884
高 知 県	2,357	906
福 岡 県	23,610	17,324
佐 賀 県	1,410	820
長 崎 県	2,322	1,298
熊 本 県	3,825	2,512
大 分 県	2,307	1,500
宮 崎 県	2,692	1,731
鹿 児 島 県	3,366	2,070
沖 繩 県	1,772	1,525
合 計	648,161	535,885